

第1編 平成20年度決算の概況

第 1 章 決算状況等一覧表

(本章、特に表示のない限り、単位：千円)

第1章 全般の概況

第1 事業数

17業種 195事業
(前年度比2事業減)

【法適用事業】

9業種 82事業

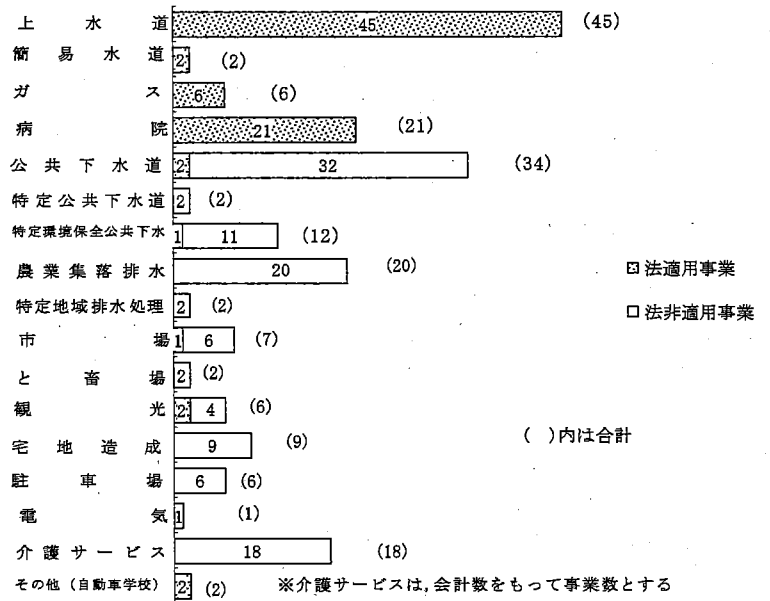
(前年度比 公共下水道事業1事業増：
 八千代市の公共下水道事業が法非適用
 事業から法適用事業に変更になった
 ため。)

【法非適用事業】

13業種 113事業

前年度比 公共下水道事業1事業減：八千代市の公共下水道事業が法適用事業に変更になったため。
 宅地造成事業1事業減：香取市の宅地造成事業の廃止による。
 介護サービス1事業減：鎌ヶ谷市の介護サービス事業の廃止による。

図1 事業数の状況 (20年度)



《解説 法適用事業・法非適用事業》

法適用事業とは、地方公営企業法（以下「地公企法」という。）の全部又は一部を適用している事業をいう。

法非適用事業とは、地方財政法（以下「地財法」という。）第6条の規定に基づき、その経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第37条に掲げる事業（農業集落排水事業を含む。）及び駐車場整備事業、介護サービス事業並びに有料道路事業で、地公企法を適用していない事業をいう。

上水道事業及びガス事業については地公企法の全部が、病院事業については地公企法の財務規定等が当然に適用される。

また、市町村及び一部事務組合は条例又は規約の定めるところにより、病院事業については地公企法の規定のうち財務規定等を除く規定を、その他の事業については地公企法の規定の全部又は財務規定等を適用することができる。

法適用事業は、複式簿記及び発生主義による経理を行い、貸借対照表等の財務諸表を作成する等、いわゆる企業会計方式により財務処理を行うのに対し、法非適用事業は、特別会計は設置するものの、財務処理については普通会計と同様の官庁会計方式により行う。

〈事業数の推移〉

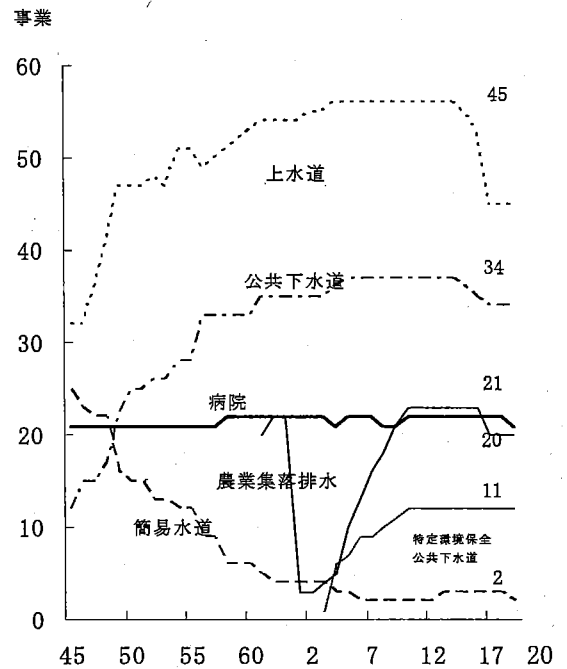
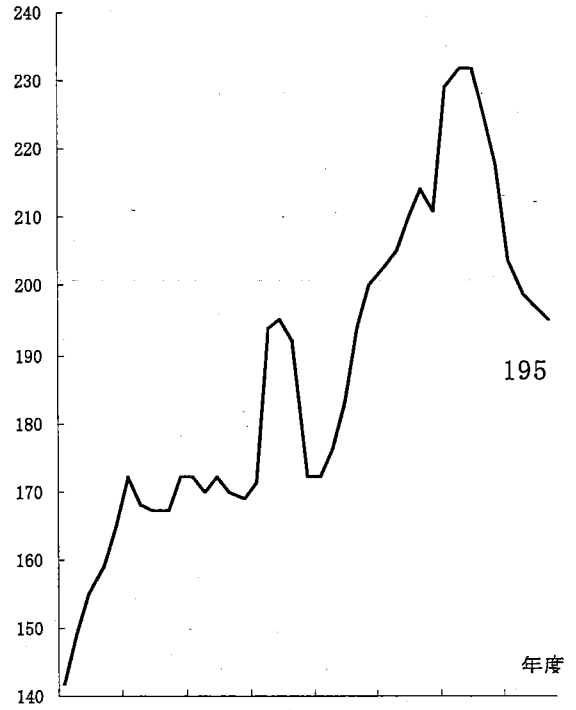
県内の事業数は、昭和40年代後半に大幅な増加(上水道事業、公共下水道事業の増)を見せた後、昭和61年度から昭和63年度までの期間(この間は、一般会計で行う農業集落排水事業が公営企業決算統計の対象とされていた。)を除き170事業程度で推移していたが、平成3年度から特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業(平成元年度から特別会計設置の汚水処理事業のみを対象としている)を中心に増加し、平成13年度及び平成14年度には232事業までに増加した。平成15年度からは、市町村合併に伴う再編等により6年連続して減少し、平成20年度末には195事業となっている。

この内、上水道事業は、生活用水を自家(井戸)水に依存していた県東部や南部地域の市町村が、地下水の汚染や減少に対処するため、昭和40年代後半から、水源を利根川水系及び地域内のダム等に求めたこと、首都圏近郊市町村で人口が増加したこと等に伴い、新規に事業を開始し、または従前簡易水道事業で行っていたものを転換した市町村があり、ピークの平成7年度においては56事業(昭和45年度調査時32事業の約1.8倍)に達した。平成15年度以降は、市町村合併に伴う再編等で減少し、平成20年度には45事業となっている。

また、公共下水道事業は、昭和42年に下水道整備緊急措置法が施行され、昭和46年頃から県を事業主体とする流域下水道建設が本格化し、この流域の市町村が公共下水道の整備を進めていったこと、また、流域下水道関連市町村以外の市町村にあっても都市計画区域を定めている市町村において事業を開始してきたこと等により、平成7年のピーク時には37事業に達し、昭和45年調査の12事業から約3.1倍となった。平成15年度以降は、市町村合併に伴う再編等により減少し、20年度は34事業となっている。

[参照：P55 第2編(資料編)第1章 1 事業数]

事業数 図2 全体事業数の推移



第2 職員数

9,464人 (平成20年度末)

前年度(9,786人)から322人(3.3%)減

法適用事業 8,336人 (前年度比259人減)

法非適用事業 1,128人 (前年度比63人減)

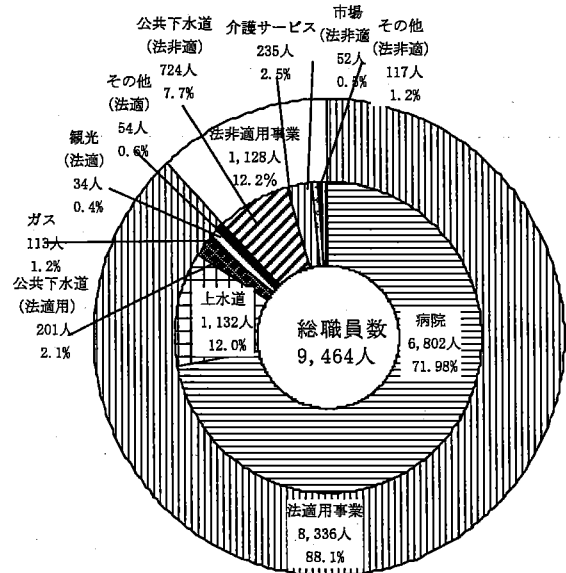
総数で、普通会計従事職員を含めた市町村
・一部事務組合の総職員数57,753人の
16.4%に相当する。

業種別に見ると、病院事業の職員数が最も
多く、6,802人で71.9%を占めており、次
いで上水道事業1,132人で12.0%、公共
下水道事業925人で9.8%、介護サービ
ス事業が235人で2.5%となっている。

病院事業は、事業数では全事業の10.8%、
支出決算規模では全体の28.8%程度であるが、
職員数では全体の71.9%を占めている。

職員数の多い事業体を個別に見ても、旭市の病院事業が1,706人、松戸市の病院事業が2病院
合計で1,100人、君津郡市中央病院組合が2病院合計で838人と上位を病院事業が占めている。

図4 職員数の状況(20年度)

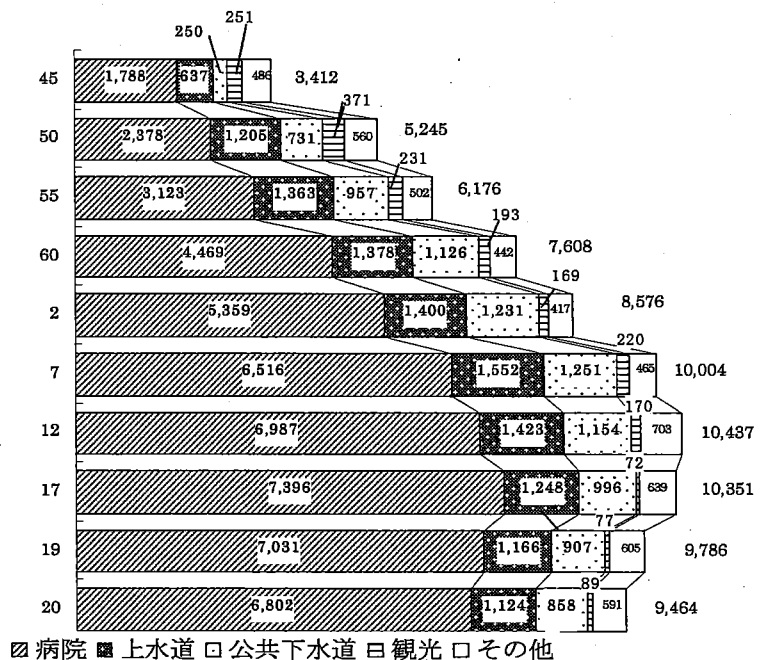


〈職員数の推移〉

職員数は、平成15年度(10,589人)を
ピークとして、事業の廃止や、業務の効率
化・委託化による職員数の適正化等により
平成16年度(10,444人)以降、年々減少
している。

[参照:P56 第2編(資料編)第1章
2 職員数の推移]

図5 職員数の推移



第3 支出決算規模

図6 支出決算規模の状況

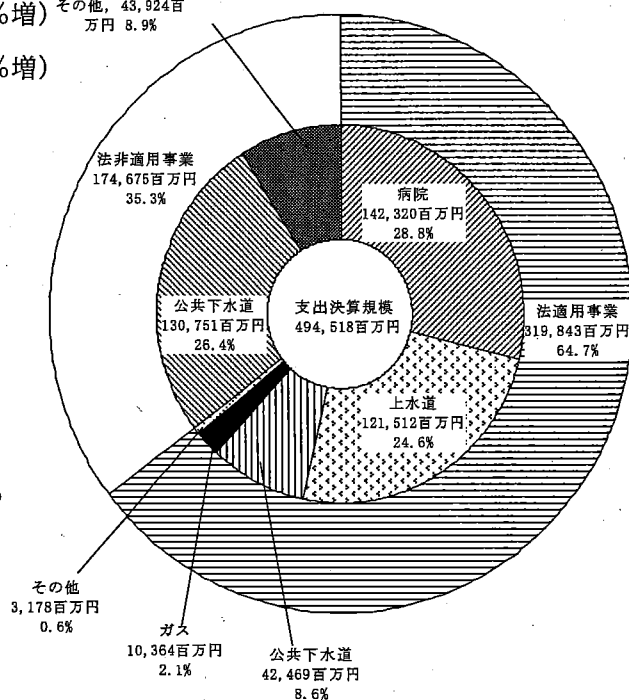
4. 945億18百万円

前年度(4,752億79百万円)から4.0%増

法適用事業 3,198億43百万円(前年度比2.6%増) その他, 43,924百万円 8.9%
 法非適用事業 1,746億75百万円(前年度比6.9%増)

総額で、普通会計の平成20年度歳出総額(1兆8,425億1百万円、一部事務組合含む)の26.8%に相当する。

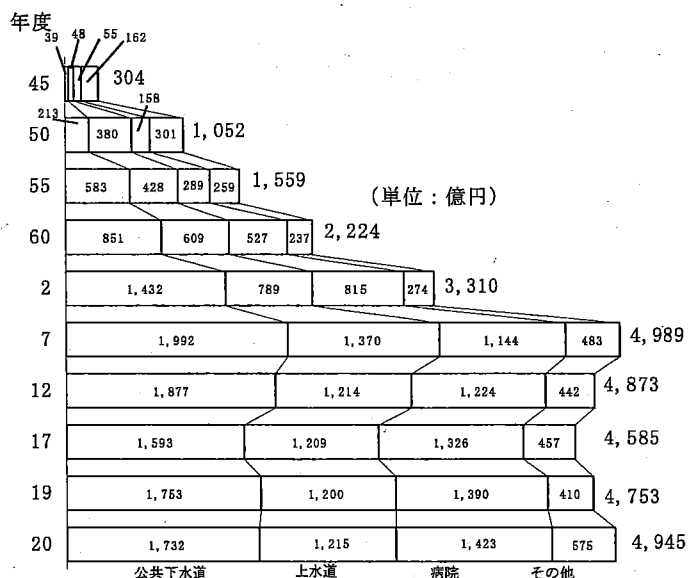
法適・法非適を合わせて、公共下水道事業が1,732億20百万円(全体の35.0%)と最も大きく、次いで病院事業が1,423億20百万円(同28.8%)、上水道事業が1,215億12百万円(同24.6%)となっており、この3事業で全体の90.2%を占めている。



〈支出決算規模の推移〉

支出決算規模は、平成14年度(5,028億円)をピークとして平成15年度(4,731億円)から18年度まで4年連続で減少していたが、19年度から増加に転じ、平成20年度は、宅地造成事業の施設建設や病院の建設等により建設投資額が増加したこと等から、前年度に比べ192億円(4.0%)増加している。

図7 支出決算規模の推移



[参照: P57 第2編(資料編)第1章

3 支出決算規模の推移]

第4 建設投資額（資本費のうち建設改良費）

1, 122億99百万円

前年度（964億20百万円）から16.5%増

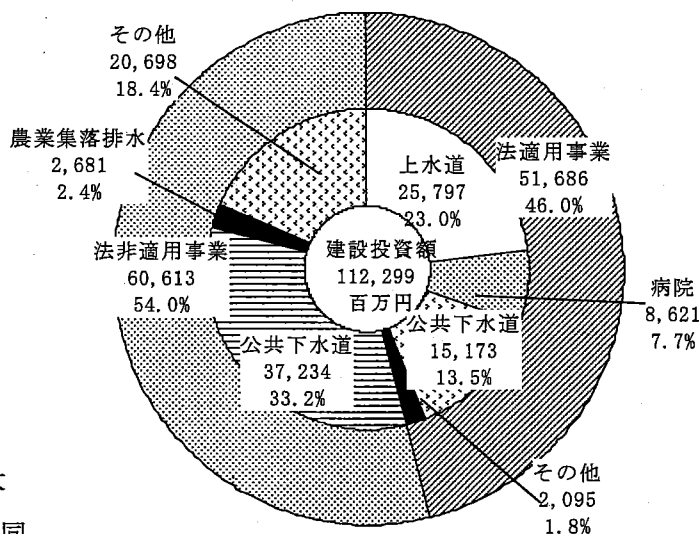
法適用事業 516億86百万円
（前年度比4.6%減）

法非適用事業 606億13百万円
（前年度比29.0%増）

総額で、普通会計の平成20年度建設事業費決算額（2,270億22百万円、一部事務組合含む）の49.5%に相当する。

法適・法非適を合わせて、公共下水道事業が524億07百万円（全体の46.7%）と最も大きく、次いで上水道事業が257億97百万円（同23.0%）、病院事業が86億21百万円（同7.7%）となっており、この3事業で全体の77.3%を占めている。

図8 建設投資額の状況（単位：百万円）

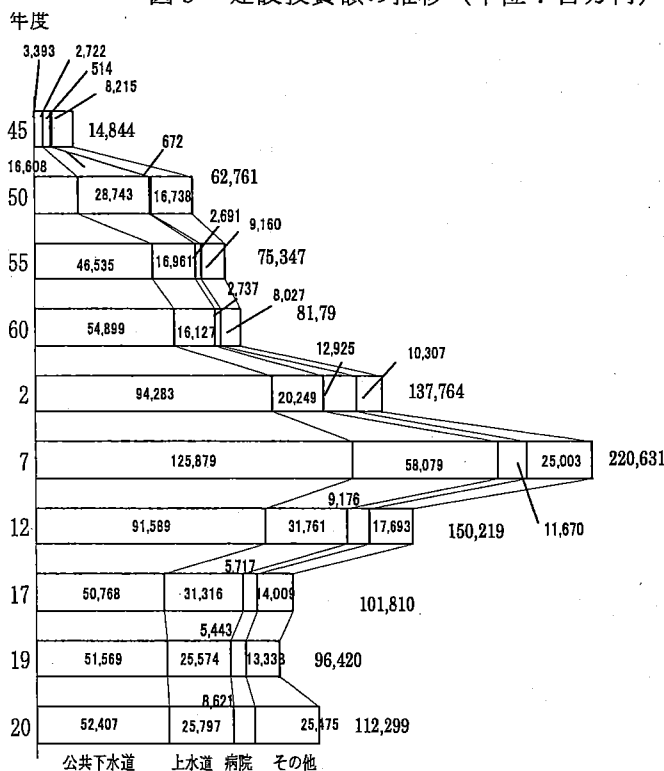


〈建設投資額の推移〉

建設投資額は平成5年度（2,280億39百万円）をピークとして近年は減少傾向にあったが、平成19年度から増加に転じ、平成20年度は、宅地造成事業として実施している市川駅南口再開発事業に伴う建設負担金や病院の建設等により、前年度に比べて159億円（16.5%）の増加となっている。

[参照：P59 第2編（資料編）第1章
4 建設投資額の推移]

図9 建設投資額の推移（単位：百万円）



第5 企業債

(1) 平成20年度発行額

778億38百万円 前年度(744億83百万円)から4.5%増

法適用事業 336億81百万円(前年度比6.2%増)

法非適用事業 441億57百万円(前年度比3.2%増)

企業債の発行額の推移は、平成14年度の917億13百万円をピークに18年度まで減少していたが、19年度からの特例措置としての企業債の公的資金補償金免除繰上償還の借換債等の増加に伴い、20年度も対前年度比4.5%増加した。

業種別に見ると、公共下水道事業の発行額が最も多く482億58百万円(対前年度比7.3%減)、上水道事業で140億95百万円(同13.2%増)、病院事業で78億14百万円(同17.5%増)等となっている。

(2) 現在高

1兆2,916億24百万円

**前年度(1兆3,172億62百万円)
から1.9%減**

法適用事業 6,267億31百万円
(前年度比0.1%減)

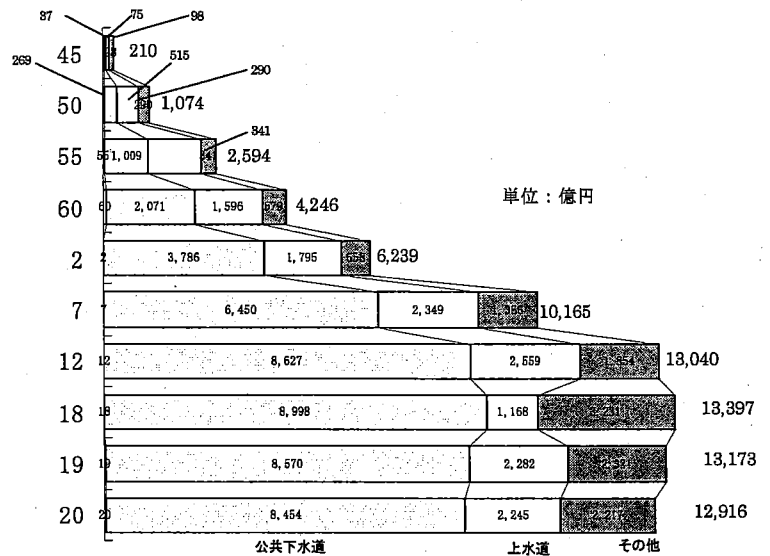
法非適用事業 6,648億93百万円
(前年度比3.8%減)

総額で、平成20年度の支出決算規模の約2.6倍となっている。

企業債現在高と支出決算規模の関係を過去からの推移で見ると、昭和50年度に企業債現在高が支出決算規模の額を上回ってから年々その差は拡大し、昭和59年度には企業債現在高が支出決算規模の約2倍に達した。

平成14年度(13,827億円)をピークに平成15年度からは6年連続で減少している。業種別に見ると、公共下水道事業の占める割合が最も多く、平成20年度末では65.5%となっている。

図10 企業債現在高の推移



(3) 元利償還金

1, 4 2 5 億 8 8 百万円 前年度 (1, 4 1 7 億 3 7 百万円) から 0. 6% 増

法適用事業 659 億 1 百万円 (前年度比 3. 3% 増)

法非適用事業 766 億 8 7 百万円 (前年度比 1. 7% 減)

平成 20 年度においては、企業債の繰上償還の特例措置で企業債償還額が増加したこと等により、平成 19 年度に比べ、0. 6% 増加している。

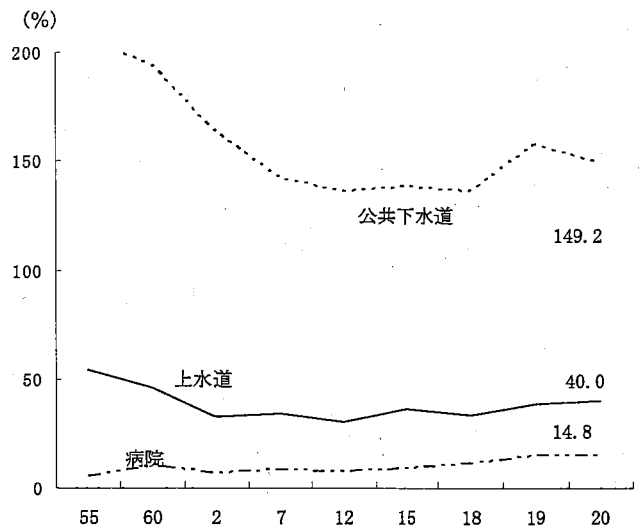
なお、元利償還金の料金収入に対する比率は 54. 5% (前年度 56. 5%) となっている。

これを法適用事業、法非適用事業の別に見ると法適用事業で 33. 0% (前年度 32. 1%)、法非適用事業で 123. 3% (同 149. 0%) となっている。

法非適用事業の比率が高くなっている原因としては、法非適用事業の元利償還金の大部分を占める公共下水道事業において、施設建設に充てた企業債の償還が始まっているが、普及率が低く、施設が十分に活用できていないため、施設に見合った料金収入が得られていないという状況等があげられる。

[参照：P61 第 2 編 (資料編) 第 1 章 5 企業債]

図 1 1 元利償還金の料金収入に対する比率



第 6 他会計繰入金

9 1 1 億 9 0 百万円 前年度 (9 0 2 億 5 7 百万円) から 1. 0% 増

うち基準内繰入金 566 億 9 7 百万円 前年度 (5 7 4 億 5 4 百万円) から 1. 3% 減

うち基準外繰入金 344 億 9 3 百万円 前年度 (3 2 8 億 0 3 百万円) から 5. 2% 増

法適用事業繰入金 450 億 9 1 百万円

前年度 (4 2 0 億 0 9 百万円) から 7. 3% 増

うち基準内繰入金 313 億 5 9 百万円

前年度 (3 2 0 億 8 4 百万円) から 3. 4% 増

うち基準外繰入金 137 億 3 2 百万円

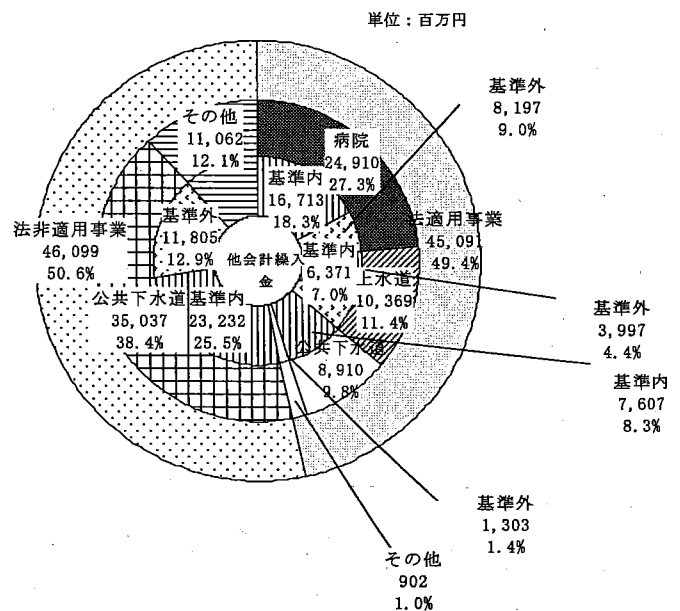
前年度 (9 9 億 2 5 百万円) から 38. 4% 増

法非適用事業繰入金 460 億 9 9 百万円

前年度 (4 8 2 億 4 8 百万円) から 4. 5% 減

うち基準内繰入金 253 億 3 8 百万円

図 1 2 他会計繰入金の状況



前年度（254億46百万円）から0.4%減

うち基準外繰入金 207億61百万円

前年度（228億02百万円）から9.0%減

業種別に見ると、上水道事業（101億50百万円）、病院事業（249億10百万円）及び公共下水道事業（439億48百万円）において多額の繰入れが行われている。

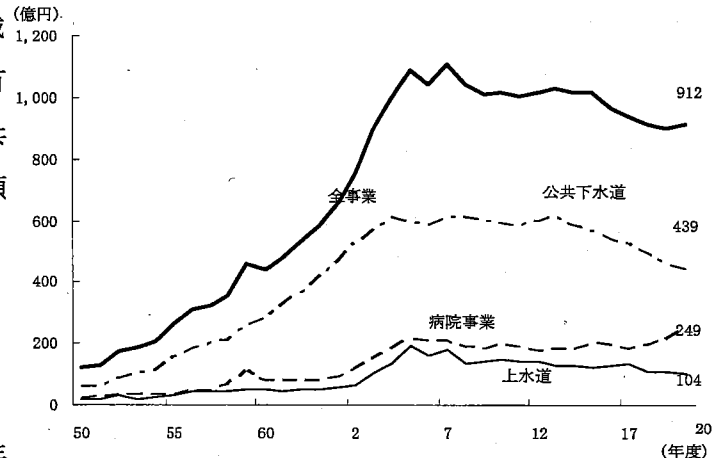
病院事業は、医師不足の影響等による収支の悪化等に伴って35億45百万円（対前年度比16.6%増）増加し、地方公営企業全体の27.3%（前年度23.7%）を占めており、前年度に比べて3.6ポイント増加している。

公共下水道事業における他会計繰入金は、料金改定による収益の増加等により22億22百万円（対前年度比4.8%減）減少しており、地方公営企業全体の48.2%（前年度51.2%）と前年度に比べて3.0ポイント減少している。下水道事業が全体に占める割合が高いのは、建設途上の事業が多く、料金収入で賄えない経費を他会計繰入金で補っていることによると考えられる。

建設投資額のピーク（平成5年度）を過ぎた平成8年度（1,045億28百万円）以降は、他会計繰入金総額の推移も減少傾向にある。

〔参照：P65 第2編（資料編）第1章 6 他会計繰入金〕

図1.3 他会計繰入金の推移



《解説 独立採算制と繰出基準》

地方公営企業は、「企業」という性格上、経営に伴う収入をもってその支出に充てる「独立採算」が原則である。しかし他方で、地方公営企業は「公営」であるということで、公共性、公共の福祉の増進の観点から、企業ベースには乗らないような活動でも採算を無視して実施しなければならない場合がある。このような活動についてまで、独立採算の原則を適用するのは困難又は不相当であり、これに要する経費については、独立採算の原則から外して、企業の設置者たる地方公共団体そのものが、主として一般会計において負担すべきこととしている。（地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則））

一般会計が負担すべき経費を具体的に示したものが、毎年度総務省自治財政局長名で通知される「地方公営企業繰出金について」（いわゆる『繰出基準』）である。地方公営企業は、この繰出基準に示された経費以外の経費については、企業の経営活動から生じる収益で賄う必要がある。

したがって、各事業においては、一般会計との間の負担区分について、この繰出基準に基づき明確化し、一般会計が負担すべき経費を除いた部分については独立採算で経営するよう努力する必要がある。

第7 資金不足

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく資金の不足額が発生している団体はない。

(平成20年度決算から経営健全化基準の20%上回る団体は、経営健全化計画の策定が義務付けられた。)

第8 普通会計との関係

〈普通会計の歳出の4.9%が繰出金〉

普通会計の歳出総額に占める地方公営企業に対する繰出金の比率を見ると、平成20年度決算で4.9%となっており、前年度と同じとなっている。

繰出金（地方公営企業側から見れば繰入金）のうち約4割が赤字補てんのための基準外繰出金になっているが、本来独立採算であるべき地方公営企業を経営することによって普通会計の財政状況に大きな影響を与えている団体も見られることから、各事業体においては、普通会計を圧迫することがないように、経営努力を行う必要がある。

図14 普通会計歳出総額に占める繰出金の割合

